

大牟田市立総合病院

「第6回経営形態検討委員会（議事要録）」

1. 日時：平成19年10月3日（水）15:00～18:45
2. 場所：大牟田市役所 北別館 第2会議室
3. 出席者：信友委員長、西村副委員長、池田、嶋田、下川、永利、山口各委員
（事務局）肥川、村中、東川
（オブザーバー）中山院長、野口・森田・末吉各副院長、村上看護部長、島内事務局長
田中総務課長、国崎医事課長、吉田・石橋各主査
4. 議事概要
 - (1) 冒頭、委員長より本日の議事進行について、起草委員会から委員各位に事前配付された答申案を一章毎に文言・字句修正等を確認する方法を進めたい旨を諮り、合意。
 - (2) 「はじめに」については、特段の修正なしを確認、合意。
 - (3) 1. 「なぜ『今』経営形態の見直しか」については、繰入金の用語説明をはじめとして5箇所の文言を修正のうえ合意。
 - (4) 2. 「診療内容の見直し」については、「管外搬送の現状」の箇所で久留米市との比較の文言関連を削除、さらに「診療圏の見直し」と「役割分担の協議と総合病院の名称廃止」の箇所で計4箇所の文言修正を合意。
 - (5) 3. 「継続性の担保のために」については、4つの経営形態の選択肢から前回までに地方独立行政法人（非公務員型）と指定管理者の2制度に絞り検討し合意した。
目指すべき運営形態について、答申案の指定管理者制度を導入すべきとする意見に対して、地方独立行政法人（非公務員型）への移行を優先すべきとする意見が出た。それぞれの意見の根拠は次の通り。
(指定管理者制度の導入を優先する意見の根拠)
結果責任体制が明確である。
所有と経営を分離した責任体制が必要である。
例えば、財産の管理（所有）は市が行い、病院運営に関しては病院長が全責任を負うという責任配分を考えるべき。なぜならば、新病院建設時に過大な借入金に依存した結果の“つけ”を現在働いている病院職員に全て負担させるべきではない。
(地方独立行政法人：非公務員型への移行を優先する意見の根拠)
制度上、経営のチェック機能（評価委員会など）が明確で、公平性、透明性が担保されている。
職員が退職することなく移行できるので、いままでの努力の積み重ねの上に積み重ねが可能という経営努力の継続性が担保出来る。
最終的には、複数の委員から円滑な移行を期して地方独立行政法人（非公務員型）を推す強い意見があったことを付記することで合意が得られた。なお、付記を含めて計5箇所の文言・字句修正を行なった。
 - (6) 「おわりに」については、答申内容の職員や住民への説明（フォーラムや出前勉強会

の開催など）、答申の実施状況の監視委員会設置を明記すべきではと提案があったが、当然の市の責務として明記することは見送られた。

(7) 最後に、委員長から中山院長に対して委員会審議に関する感想が求められた。

これに対して、中山院長より、これまでの6回に亘る審議に対して感謝と敬意を表する旨、どのような経営形態になるとも職員が病院の財産であり、職員と一緒に力を合わせて頑張りたい旨の謝辞が述べられた。

(8) なお、市長への答申は、文言・字句修正を委員各位に最終確認後、10月10日(水) 15:00から市役所で委員長と副委員長から行うことを予定している。

以上(文責:信友)